

一般廃棄物処理業許可申請等の手引き

1. 事業系一般廃棄物について	p. 2
(1) 廃棄物とは	
(2) 廃棄物の分類	
(3) 事業系一般廃棄物	
2. 一般廃棄物処理業の種類と許可	p. 4
(1) 一般廃棄物収集運搬業	
(2) 一般廃棄物処分業	
(3) 一般廃棄物処理業の許可の原則	
(4) 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しないケース	
(5) 一般廃棄物処分業の許可を要しないケース	
3. 許可申請手続き	p. 10
(1) 業の区分	
(2) 許可手続きの区分	
(3) 許可の基準	
(4) 申請者等の欠格要件	
4. 許可更新の申請書類	p. 13
5. 申請手数料	p. 14
6. 許可取得後の留意事項	p. 15
(1) 関係法令の厳守	
(2) 取り扱う一般廃棄物等の制限等について	
(3) 一般廃棄物の収集運搬の基準	
(4) 許可証の取扱い	
(5) 使用車両について	
(6) 再委託の禁止	
(7) 帳簿の記帳義務及び記録の保存	
(8) 報告の義務	
(9) 処理業の変更の届出	
(10) 処理業の廃止の届出	
(11) 許可証の再交付申請	
(12) 許可の取消し等	
(13) その他の事項	
7. その他	p. 18
(1) 様式集	

1. 事業系一般廃棄物について

(1) 廃棄物とは（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第2条第1項関係）

廃棄物とは、ごみ、汚泥、ふん尿、その他の汚物など、他人に有償で売却することができないために不要になっているものを指します。しかし、例えばふん尿であっても、社会的、経済的に合理性のある内容で、堆肥等の原料として売買される場合などは、不要物ではないため廃棄物には該当しません。このように、廃棄物に該当するかどうかは、占有者の意思や対象物そのものの性状等を総合的に判断する必要があります。

廃棄物に該当するかどうかは、法の適用を受けるかどうかの大きな分かれ目となりますので、慎重な判断が必要です。

(2) 廃棄物の分類（法第2条第2項・第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「法施行令」という）第2条関係）

法の規定により、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに大別されています。産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるもので、法および政令により以下の20品目が定められています。一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物とされていますので、廃棄物を分類するには、まず産業廃棄物に該当するかどうかを判断する必要があります。

《産業廃棄物》

- ① 燃え殻（炉清掃廃棄物等）
- ② 汚泥（工場排水処理や各種製造業の製造工程等から排出される泥状のもの）
- ③ 廃油（潤滑油、洗浄用油等）
- ④ 廃酸（酸性の廃液）
- ⑤ 廃アルカリ（アルカリ性の廃液）
- ⑥ 廃プラスチック類
- ⑦ 紙くず（建設業に係る工作物の新築・改築・除去、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの）
- ⑧ 木くず（建設業に係る工作物の新築・改築・除去、木製品製造業等の特定の業種から排出されるもの）
- ⑨ 繊維くず（建設業に係る工作物の新築・改築・除去、繊維工業等の特定の業種から排出されるもの）
- ⑩ 動物又は植物に係る固形状の不要物（食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において使用したもの）
- ⑪ 動物系固形不要物（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をしたもの）
- ⑫ ゴムくず
- ⑬ 金属くず
- ⑭ ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず（コンクリートくずは工作物の除去等に伴って生じたものを除く）
- ⑮ 鉾さい（製鉄所の炉の残さい等）

- ⑯ がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片等）
- ⑰ 動物のふん尿（畜産農業から排出されるもの）
- ⑱ 動物の死体（畜産農業から排出されるもの）
- ⑲ ばいじん（ばい煙発生施設等において発生するばいじん、集じん施設で捕集されたもの）
- ⑳ ①から⑲までの廃棄物を処分するために処理したもの

※ 感染性を有する廃棄物などは特別管理廃棄物として別に規定されています。

(3) 事業系一般廃棄物（法第3条関係）

事業活動に伴い排出される廃棄物であって、産業廃棄物に該当しないものは、事業系一般廃棄物です。事業系一般廃棄物を排出する事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務を負います。したがって事業者は、自己処分や廃棄物処理業許可業者に収集を委託することで、この排出者責任を全うしなければなりません。

2. 一般廃棄物処理業の種類と許可

他社が排出した一般廃棄物を、処理手数料を徴収[※]して収集運搬し、また処分する場合、それは一般廃棄物の処理を業として営む行為となりますので、一般廃棄物処理業の許可が必要です。なお、自社が排出した一般廃棄物を自ら収集運搬処分する場合は、一般廃棄物処理業の許可は不要です。

一般廃棄物処理業は、大きくは「収集運搬業」と「処分業」とに分けられます。

※ 無償であっても業として営む行為に含まれます。

(1) 一般廃棄物収集運搬業（法第7条第1項関係）

排出事業者から委託を受けて、一般廃棄物を収集し環境センター等に搬入する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

(2) 一般廃棄物処分業（法第7条第6項関係）

排出事業者から委託を受けて、一般廃棄物を処分する場合は、一般廃棄物処分業の許可が必要です。

(3) 一般廃棄物処理業の許可の原則（法7条第5項、第10項関係）

一般廃棄物処理業の許可は市町村長の権限によりますが、原則として以下の条件に適合していると認められる場合でなければこれを許可することができません。

- ① 当該市町村による一般廃棄物の収集運搬処分が困難であること。
- ② 申請内容が一般廃棄物処理基本計画に適合するものであること。
- ③ 事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして基準に適合するものであること。

※基準については後記参照。

- ④ 申請者が法第7条第5項第4号のいずれにも該当しないこと。

(4) 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しないケース（法第7条第1項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という）第2条関係）

次のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可は不要です。

- ① 事業者自らその一般廃棄物を運搬する場合
- ② 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- ③ その他環境省令で定めるもの（以下の枠内をご参照ください）

＜法施行規則＞（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの
- 三 削除

- 四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物(以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。)を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)
- 五 国(一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。)
- 六 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者(自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。)
- 七 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等(同法第四条に規定する製造業者等をいう。)の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物(同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。)の再商品化(同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。)に必要な行為(同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。)を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの(イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準(以下「一般廃棄物処理基準」という。)に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)
- イ 運輸事業者(資本金の額が三億円を超える会社に限る。)が作成する当該特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬に関する事業計画(再商品化の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。)に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。
- ロ 当該収集又は運搬が当該区域内の当該特定家庭用機器一般廃棄物の適正な収集又は運搬の確保にとつて必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。
- ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ト 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- チ 法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。)を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者(当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第八条の三十八の二第二号ロ、第八条の三十八の五第二項第四号及び第四項第五号並びに第十二条の十二の二十八を除き、以下同じ。)であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。)に該当しないこと。
- 八 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 当該業を行う区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、当該廃タイヤの積卸しを行う区域に限る。)に係る廃タイヤ(自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。)の収集又は運搬について、法第十四条第一項の許可を受けていること。

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

九 特定家庭用機器(特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。)、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの(次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十 引越荷物を運送する業務を行う者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。))による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。)であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物(日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。))のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。

(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量

(2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地

(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 廃牛脊せき柱(牛の脊せき柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。)を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊せき柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十二 環境大臣の委託を受けて東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。)第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。)

十三 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のい

れにも該当する者(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。)

イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ 環境大臣と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により行う一般廃棄物の収集又は運搬に限る。)を委託しようとする者として記載されていること。

(5) 一般廃棄物処分業の許可を要しないケース (法第7条第6項、法施行規則第2条の3関係)

次のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物処分業の許可は不要です。

- ① 事業者自らその一般廃棄物を運搬する場合
- ② 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者
- ③ その他環境省令で定めるもの(以下の枠内をご参照ください)

《法施行規則》(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

三 削除

四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物(以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。)を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

五 国(一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。)

六 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者(自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。)

七 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等(同法第四条に規定する製造業者等をいう。)の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物(同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。)の再商品化(同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。)に必要な行為(同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。)を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの(イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準(以下「一般廃棄物処理基準」という。)に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 運輸事業者(資本金の額が三億円を超える会社に限る。)が作成する当該特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬に関する事業計画(再商品化の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。)に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。

- ロ 当該収集又は運搬が当該区域内の当該特定家庭用機器一般廃棄物の適正な収集又は運搬の確保に
つて必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。
- ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、
運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに
悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ト 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- チ 法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益
処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益
処分」という。)を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者(当該不利益処分を受け
た者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があ
つた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を
いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社
員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
第八条の三十八の二第二号ロ、第八条の三十八の五第二項第四号及び第四項第五号並びに第十二条の
十二の二十八を除き、以下同じ。)であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないもの
を含む。以下同じ。)に該当しないこと。
- 八 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に収集又は
運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収
集又は運搬を業として行う場合に限る。)
イ 当該業を行う区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、当該廃タイヤの積卸しを行う区域に限
る。)に係る廃タイヤ(自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。)の収集又は運搬について、
法第十四条第一項の許可を受けていること。
- ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
- 九 特定家庭用機器(特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同
じ。)、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、
当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収
集又は運搬するもの(次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般
廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)
イ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
- 十 引越荷物を運送する業務を行う者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の規定によ
る許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定
する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二
項に規定する自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)による運送を行うものに限る。以下
「引越荷物運送業者」という。)であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、転

居する者が転居の際に排出する一般廃棄物(日常生活に伴って生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。)のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。

(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量

(2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地

(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 廃牛脊せき柱(牛の脊せき柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。)を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊せき柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十二 環境大臣の委託を受けて東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。)第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。)

十三 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。)

イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ 環境大臣と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により行う一般廃棄物の収集又は運搬に限る。)を委託しようとする者として記載されていること。

3. 許可申請手続き

許可の申請は、以下の業の区分ごとに異なりますので、どの区分に該当するか、またその許可の基準等を確認のうえ、手続きをしてください。

(1) 業の区分

- ① 一般廃棄物収集運搬業
- ② 一般廃棄物処分業

(2) 許可手続きの区分

- ① 新規許可（法7条第1項・第6項、湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（以下「市規則」という）第13条関係）

湖西市内において新たに収集運搬業又は処分業を始める場合のほか、個人から法人に組織を変更した場合や、吸収合併等によりある法人から別の法人に業務を承継する場合などが該当します。

※現在、市の処理施設及び既存の許可業者にて適正かつ安定的に収集運搬及び処分を行うことが可能であるため、既存の許可業者以外の新規業者に対する許可は行っていません。

- ② 更新許可（法7条第2項・第7項、法施行令第4条の5・第4条の8、市規則第13条関係）

許可を取得した者は、定められた許可期間の満了時に更新許可を受けなければ、その許可は効力を失います。許可期間は2年間です。

- ③ 変更許可（法第7条の2第1項・第2項、市規則第14条関係）

許可を取得した者が、事業範囲を変更する場合が該当します。事業範囲の変更とは、「取り扱う一般廃棄物の種類」及び「業の区分」の変更が該当します。なお、「取り扱う一般廃棄物の種類」は、事業系ごみ・家庭系ごみ・し尿・浄化槽清掃に係る廃棄物・仮設トイレのし尿が含まれます。

(3) 許可の基準

- ① 一般廃棄物収集運搬業（法第7条第5項第3号、法施行規則第2条の2関係）

《施設に係る基準》

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

《申請者の能力に係る基準》

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

- ② 一般廃棄物処分業（法第7条第10項第3号、法施行規則第2条の4関係）

該当する業者がないため省略。

(4) 申請者の欠格要件（法第7条第5項第4号関係）

申請者が法第7条第5項第4号イからルのいずれにも該当しないこと。（以下の枠内をご参照ください）

《法第7条第5項第4号》

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

4. 許可更新の申請書類

許可申請時には、以下の書類を提出してください。「一般廃棄物処理業許可（更新）申請書」及び【別紙】の様式は、様式集（p. 18～）をご参照ください。（市規則第 13 条関係）

提出書類		備考
一般廃棄物処理業許可（更新）申請書		様式第 5 号（p. 18 様式集参照）
1	事業計画書	排出事業所一覧表（※申請日において契約締結している事業者のみ記載）を添付
2	戸籍謄本（3 ヶ月以内のもの）	法人の場合は定款の写し（※原本と相違ない旨を証明すること）及び登記事項証明書
3	申請者の印鑑証明書	法人の場合は代表者の印鑑証明書（※書類に使用しているもの）
4	従業員の資格認定書の写し	
5	事業の用に供する施設付近の見取図	
6	運搬業のみの許可又は許可の更新を受けようとする者は、積卸しを行う区域の市町村長の許可証の写し	該当がない場合は不要
7	その他市長が必要と認める書類	
	各種名簿【別紙 1～4】	①役員名簿、②相談役又は顧問名簿、③株主又は出資者名簿、④従業員の名簿 該当がないものは「該当無し」と記載。
	申告書【別紙 5】	法第 7 条第 5 項第 4 号イからル関係（※代表者のみ）
	事業の用に供する施設の平面図	
	許可更新申請車両一覧【別紙 6】	見本を参考に記載、登録年月日と車検満了日も記載すること
	許可更新申請車両の車検証の写し及び全形が把握できる写真【別紙 7】	写真は、車両の「前・横・後」の 3 方向、又は「前方斜め横・後方斜め横」の 2 方向による全形が分かるもの
	履歴書【別紙 8】	役員、相談役、顧問、株主及び出資者全員
	貸借対照表、損益計算書	直前 2 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書の写し
	申請手数料の領収書（提示のみ）	許可申請手数料 10,000 円（p. 14 参照）

許可申請時には、「確認表」【別紙 9】を見出しに、表の順番に書類を揃えて提出してください。

5. 申請手数料

許可更新申請等の際には、下表の申請手数料の納付が必要です。

納入通知書により手数料を事前納付し申請書類提出時に領収書原本を提示、または環境センター窓口にて手数料を納付してください。(湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(以下「市条例」という)第19条関係)

名称	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新	1 件につき 10,000 円
一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新	
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可(営業区域の変更のみに係るものを除く)	
紛失又は汚損による許可証の再交付	
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可(営業区域の変更のみの場合)	1 件につき 3,000 円

6. 許可取得後の留意事項

一般廃棄物処理業の許可を受けた方は、その業を行うにあたっては、果たすべき役割の重要性を認識し、特に次の事項について留意してください。

(1) 関係法令の順守

関係法令を順守するとともに、その業務を自らの責任において適正に行ってください。関係法令の解釈について疑義が生じたときは、遅滞なく担当部署と協議して必要な措置を講じてください。

(2) 取り扱う一般廃棄物等の制限等について

収集運搬業にあたっては、許可証に明記され、かつ一般廃棄物の持ち込み先で処理できる物以外は扱えません。

(3) 一般廃棄物の収集運搬の基準（法施行規則第2条の2関係）

一般廃棄物の収集運搬にあたっては、生活保全上支障のないように行ってください。

運搬車両、運搬容器等は、一般廃棄物が飛散し、流出し、また悪臭が発生しないよう十分な管理を行ってください。

(4) 許可証の取扱い（市規則第18条関係）

一般廃棄物の許可を受けた者は、許可証の取扱いには十分注意してください。許可証は有効期間経過時等に市に返納することになりますので、他人に譲渡又は貸与することがないようにしてください。また、許可証の貸与等が名義貸しと判断される場合には法により処罰されますので、十分注意してください。

許可証は、以下の事由が発生した場合、直ちに市へ返還してください。

- ① 事業の全部を廃止したとき。
- ② 事業の全部を停止、又は許可を取り消されたとき。
- ③ 許可の有効期間が満了したとき。
- ④ 許可証の再交付後において、紛失した許可証を発見したとき。

(5) 使用車両について

使用車両として届出した車両以外は、使用することはできません。許可の際にステッカーを配布しますので、車両に貼付し、許可番号及び許可期間を明示してください。なお、車両の変更が生じたときは届出が必要です。

(6) 再委託の禁止（法第7条第14項関係）

一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、事業者から委託を受けた収集運搬又は処分を他人に委託することはできません。違反者は法により処罰されます。

(7) 帳簿の記帳義務及び記録の保存（法第7条第15項・第16項、法施行規則第2条の5関係）

一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、帳簿を記帳し、それを5年間保存しなければなりません。帳簿には、取り扱う一般廃棄物の種類ごとに、下表の事項を記載してください。帳簿は1日単位で記載し、毎月末までに前月中の事項について記載を終了して、1年ごとに閉鎖しなければなりません。なお、帳簿の様式には特段の定めはありません。

《帳簿の記載事項》

収集又は運搬	1. 収集又は運搬年月日 2. 収集区域又は受入先 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
処分	該当する業者がないため省略

(8) 報告の義務（市規則第19条関係）

一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、その業に係る一般廃棄物の収集運搬に関し、市長の定めるところにより報告しなければなりません。必ず指定日までに報告してください。

報告する事項は以下のとおりです。

- ① 前月中における業務状況報告書(様式第14号)（毎月10日まで）

(9) 処理業の変更の届出（法第7条の2第3項、法規則第2条の6、市規則第16条第2号関係）

許可取得後、申請事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に「一般廃棄物処理業変更届(様式第11号)」に必要な書類(下表参照)を添えて、届出してください。なお、事業の範囲を変更する場合は変更許可の手続きが必要です。

《変更の届出 添付書類一覧》

届出事項	添付書類
事業所及び事業場の所在地 (住所)の変更	・ 登記事項証明書 ・ 事業の用に供する施設付近の見取図 ・ 事業の用に供する施設の平面図 ・ 許可証
代表者の変更	・ 登記事項証明書 ・ 代表者の印鑑証明書 ・ 代表者の身分証明書 ・ 各種名簿 (p.18 様式集【別紙1~4】参照)のうち 変更のあるもの ・ 申告書 ・ 許可証 ・ 履歴書 (未提出の場合のみ)

役員の変更（代表者以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・各種名簿（p. 18 様式集【別紙 1～4】参照）のうち変更のあるもの ・履歴書（未提出の場合のみ）
社名の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・許可証
車両の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・車両一覧（変更前及び変更後） ・車検証の写し ・車両の全形が把握できる写真（「前・横・後」の 3 方向又は「前方斜め前・後方斜め横」の 2 方向）
従業員の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・各種名簿（p. 18 様式集【別紙 1～4】参照）のうち変更のあるもの
排出事業所の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業所の位置図
排出事業所の削除	なし

(10) 処理業の廃止の届出（法第 7 条の 2 第 3 項、市規則第 16 条第 1 号関係）

事業の全部又は一部を廃止したときは、「一般廃棄物処理業廃止届(様式第 10 号)」を廃止の日から 10 日以内に市長に提出しなければなりません。

(11) 許可証の再交付申請（市規則第 15 条第 2 項関係）

許可証を交付された者が、許可証を紛失又は汚損したときは、直ちにその理由を付し、「許可証再交付申請書(様式第 9 号)」を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければなりません。許可証を汚損した場合は、再交付申請に許可証の添付が必要です。

なお、許可証の再交付を受けたあと、紛失した許可証を発見したときは、紛失した許可証を直ちに返納してください。

(12) 許可の取り消し等（法第 7 条の 3・第 7 条の 4、市規則第 17 条関係）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3 又は第 7 条の 4 に基づき、事業の停止又は許可の取り消しを命ずることがあります。

(13) その他の事項

以下に掲げる事項を順守してください。

- ① 一般廃棄物の分別、減量化、資源化に努めてください。
- ② 収集運搬処分作業時には、安全の確保に十分留意してください。
- ③ 安全運転管理、衛生管理、教育研修等の体制を確保してください。
- ④ 排出事業者との間には、収集運搬処分する一般廃棄物の種類、数量、契約期間、処理料金等の必要な事項について、書面により委託契約を締結してください。

7. その他

(1) 様式集

- 様式第 5 号 (第 13 条関係) 一般廃棄物処理業許可(更新)申請書
 - 様式第 6 号 (第 14 条関係) 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書
 - 様式第 9 号 (第 15 条関係) 許可証再交付申請書
 - 様式第 10 号 (第 16 条関係) 一般廃棄物処理業廃止届
 - 様式第 11 号 (第 16 条関係) 一般廃棄物処理業変更届
 - 様式第 14 号 (第 19 条関係) 業務状況報告書
-
- 「その他市長が定めるもの」に定める書類の様式
 - 【別紙 1】 役員名簿
 - 【別紙 2】 相談役又は顧問名簿
 - 【別紙 3】 株主又は出資者名簿
 - 【別紙 4】 従業員の名簿
 - 【別紙 5】 申告書
 - 【別紙 6】 車両一覧表
 - 【別紙 7】 車両写真台帳
 - 【別紙 8】 履歴書
 - 【別紙 9】 提出書類確認表